

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
の場合は翌  
日の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県立健康増進センター管理規則
- 理学療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県立健康増進センター管理規則をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十六号

鳥取県立健康増進センター管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する

条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号。以下「条例」という。)

第七条の規定に基づき、鳥取県立健康増進センター(以下「健康増進センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開所時間)

第二条 健康増進センターの開所時間は、午前九時から午後四時まで(火曜日にあつては、午前九時から午前十一時三十分まで)とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により開所時間を変更するときは、あらかじめその旨を健康増進センターに掲示しなければならない。

(休所日)

第三条 健康増進センターの休所日は、次のとおりとする。

- 一 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する国民の祝日であるときは、その翌日)
  - 二 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日
  - 三 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。
- 3 前条第三項の規定は、前項の規定により臨時に休所し、又は休所日に開所する場合に準用する。
- (利用の申込み等)
- 第四条 健康増進センターを利用しようとする者は、様式第一号による利用許可申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、健康増進センターの利用の許可をしたときは、様式第一号による利用券を交付しなければならない。

(行為の制限等)

第五条 健康増進センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 健康増進センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 二 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 四 その他知事が定める行為

2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、健康増進センターへの入所を拒むことができる。

(指示)

第六条 知事は、健康増進センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、健康増進センターを利用する者に対し、必要な指示をすることができる。

(退去の命令)

第七条 知事は、健康増進センターを利用する者がこの規則の規定に違反したときは、健康増進センターからの退去を命ずることができる。

(使用料の免除)

第八条 条例第五条の規定による使用料の免除は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活保護を受けている者で福祉事務所長又は民生委員の証明のあるものに対して行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号 (第四条関係)

鳥取県立健康増進センター利用申込書

下記のとおり、鳥取県立健康増進センターの利用を申し込みます。

記

受付番号	申込年月日	年月日	受付年月日	年月日
(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	明大昭	歳 月
住所	市 郡 町 大字	番地	電話番号	局 一
職業	勤務先			
利用予定年月日	年月日	曜日	利用区分	1 全項目 2 健康診断 3 体力測定及び体育指導
過去に当センターで健康診断を受けたことの有無及びその年月日			有 ( )	年 月 日(項) ・ 無

様式第二号 (第四条関係)

## 表

No. _____	利 用 券	No. _____
利 用 券 控 全 項 目 健 康 診 断 体 力 測 定 及 び 体 育 指 導 体 育 指 導	全 項 目 健 康 診 断 体 力 測 定 及 び 体 育 指 導 体 育 指 導	
¥	¥	○
○	鳥取県立健康増進センター	年 月 日

## 裏

- 1 この券に領収印のないものは使えません。
- 2 この券が使えるのは、木日だけです。
- 3 エックス線写真診断又は眼底写真診断を受けられた方は、この使用料のほかに別に当該診断に係る使用料を納めてください。
- 4 利用の心得及び係員の指示を必ず守ってください。

理学療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十七号

理学療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

理学療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「理学療法士」の下に「及び作業療法士」を加える。

第一条中「理学療法士の養成施設」を「理学療法士又は作業療法士の養成施設」に、「理学療法士の業務」を「理学療法士又は作業療法士の業務」に、「県内の理学療法士」を「県内の理学療法士及び作業療法士」に改める。

第二条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「理学療法士養成施設の下に」又は法第十二条第一号若しくは第二号に規定する文部大臣が指定した学校若しくは厚生大臣が指定した作業療法士養成施設」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 作業療法士 法第二条第四項に規定する作業療法士をいう。

第三条第二号、第十一条第一項第二号並びに第十三条第一項第七号及び第九号中「理学療法士」の下に「又は作業療法士」を加える。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第6条関係)」に、「

貸付希望月額

を

種別	理学療法士・作業療法士
貸付希望月額	

業療法士

に定める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第6条関係)」に、「理学療法士」を「理学療法士(作業療法士)」に定める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第6条関係)」に定める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第9条関係)」に、「理学療法士」を「理学療法士及び作業療法士」に定める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号(第9条関係)」に定める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号(第11条関係)」に、「

決定番号 第 号

種別	理学療法士・作業療法士
決定番号	第 号

に定める。

様式第七号中「様式第七号」を「様式第七号(第13条関係)」に、「

決定番号 第 号

種別	理学療法士・作業療法士
決定番号	第 号

に定める。

を

様式第八号中「様式第八号」を「様式第八号(第13条関係)」に、「

決定番号	第	号
種 別	理学療法士・作業療法士	
決定番号	第	号

Q20.

様名様十七号中「様式第9号」を「様式第9号(第13条関係)」とし

決定番号	第	号
種 別	理学療法士・作業療法士	
決定番号	第	号

Q21.

様名様十号中「様式第10号」を「様式第10号(第13条関係)」とし

決定番号	第	号
種 別	理学療法士・作業療法士	
決定番号	第	号

Q22.

様名様十一号中「様式第11号」を「様式第11号(第13条関係)」とし

決定番号	第	号
種 別	理学療法士・作業療法士	
決定番号	第	号

Q23.

様名様十一号中「様式第12号」を「様式第12号(第13条関係)」とし

決定番号	第	号
種 別	理学療法士・作業療法士	
決定番号	第	号

Q24.

様名様十三号中「様式第13号」を「様式第13号(第13条関係)」とし「理学療法士」を「理学療法士(作業療法士)」とし

様名様十四号中「様式第14号」を「様式第14号(第13条関係)」とし

決定番号	第	号
種 別	理学療法士・作業療法士	
決定番号	第	号

Q25.

様名様十五号中「様式第15号」を「様式第15号(第13条関係)」とし「理学療法士」を「理学療法士(作業療法士)」とし

様名様十六号中「様式第16号」を「様式第16号(第13条関係)」とし

修学資金貸付 決定番号 第 号 「種 別 理学療法士・作業療法士 決定番号 第 号」

Q26.

様名様十七号中「様式第17号」を「様式第17号(第13条関係)」とし

氏 名		氏 名	
種 別	理学療法士・作業療法士	種 別	理学療法士・作業療法士

Q27.

様名様十八号中「様式第18号」を「様式第18号(第13条関係)」とし

修学生 住所 「種 別 理学療法士・作業療法士 修学生 住所」

Q28.

附則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十八号

へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

へき地勤務医師等修学資金貸付規則(昭和五十年七月鳥取県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

(返還の債務の免除)

第十条の二 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2 条例の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第四号の二)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の修学資金返還免除申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、審査の結果返還の債務の免除を決定したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(業務従事期間の通算)

第十条の三 条例の表のへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第一号に規定する医師又は歯科医師の業務に従事した期間の計算については、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において当該期間終了後再びへき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとして計算するものとする。様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第4号の2 (第10条の2 関係)

修学資金返還免除申請書

職 氏 名 殿

修学資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□-□□

住 所 氏 名

記

決定番号	第	号
借受期間	年 月	から まで
借受額		円
返還免除希望額		円
理由		

この規則は、公布の日から施行する。

附則

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】